

令和4年12月19日

工事請負契約書第27条第6項における運用の改正について

日ごろより、入札・契約制度における透明性・公正性・競争性の確保や工事の品質確保に御協力いただきましてありがとうございます。さて、令和4年8月より、工事請負契約書第27条（スライド条項）に関し運用を一部改正し実施しているところですが、インフレスライド条項について、運用の一部を改正することとしましたのでお知らせ致します。

なお、詳細に関し、宮城県ホームページ(<https://www.pref.miyagi.jp/soshiki/keiyaku/index.html>)及び別紙を参照願います。

改正概要

工事請負契約書第27条第6項「請負代金額が著しく不相当となったとき」には、賃金水準の変更が生じていなくても、物価水準（価格水準）の上昇により請負代金額の変動額が受注者の負担である残工事費の1%を超え、残工期が2ヶ月以上ある場合、インフレスライドを請求することを可能とした。

なお、建設資材単価等の物価水準の変動により、インフレスライドの協議を取り行う場合は、マニュアルの『賃金水準の変更』を『賃金水準や物価水準の変更』として取り扱うことを可能とします。

出納局契約課工事契約班
電話：022-211-3336
keiyakk@pref.miyagi.lg.jp

工事請負契約書第27条第6項の運用について

賃金等の急激な変動に対処するため、工事請負契約書（平成8年宮城県告示第412号）（以下「契約書」という。）第27条第6項について、下記のとおり運用することとする。

記

1. 適用対象工事

- (1) 契約書第27条第6項の請求は、2(3)に定める残工期が2(2)に定める基準日から2か月以上あること。
- (2) 発注者及び受注者によるスライドの適用対象工事の確認時期は、賃金水準や物価水準の変更がなされた時（賃金水準や物価水準の変更が入札公告の翌日又は指名（随意契約）通知の翌日から契約締結の日までの間になされたものにあつては、契約を締結した時）とする。

2. 請求日及び基準日等について

請求日及び基準日等の定義は、以下のとおりとする。

- (1) 請求日：スライド変更の可能性があるため、発注者又は受注者が請負代金額の変更の協議（以下「スライド協議」という。）を請求した日とする。
- (2) 基準日：請求日とすることを基本とする。また、請求があつた日から起算して、14日以内で発注者と受注者とが協議して定める日とすることも可とする。
- (3) 残工期：基準日以降の工事期間とする。

3. スライド協議の請求

発注者又は受注者からのスライド協議の請求は、書面により行うこととし、その期限は直近の賃金水準や物価水準の変更から、次の賃金水準や物価水準の変更がなされるまでとする。

4. 請負代金額の変更

- (1) 賃金等の変動による請負代金額の変更額（以下「スライド額」という。）は、当該工事に係る変動額のうち請負代金額から基準日における出来形部分に相応する請負代金額を控除した額の100分の1に相当する金額を超える額とする。
- (2) 増額スライド額については、次式により行う。

$$S_{\text{増}} = [P_2 - P_1 - (P_1 \times 1 / 100)]$$

この式において、 $S_{\text{増}}$ 、 P_1 及び P_2 は、それぞれ次の額を表すものとする。

$S_{\text{増}}$ ：増額スライド額

P_1 ：請負代金額から基準日における出来形部分に相応する請負代金額を控除した額

P_2 ：変動後（基準日）の賃金等を基礎として算出した P_1 に相当する額

$(P = \Sigma (\alpha \times Z))$ 、 α ：請負比率（当初請負代金額／当初設計額）、 Z ：発注者積算額

- (3) 減額スライド額については、次式により行う。

$$S_{\text{減}} = [P_2 - P_1 + (P_1 \times 1 / 100)]$$

この式において、 $S_{\text{減}}$ 、 P_1 及び P_2 は、それぞれ次の額を表すものとする。

$S_{\text{減}}$ ：減額スライド額

P_1 ：請負代金額から基準日における出来形部分に相応する請負代金額を控除した額

P_2 ：変動後（基準日）の賃金等を基礎として算出した P_1 に相当する額

$(P = \Sigma (\alpha \times Z))$ 、 α ：請負比率（当初請負代金額／当初設計額）、 Z ：発注者積算額

- (4) スライド額は、労務単価、材料単価、機械器具損料並びにこれらに伴う共通仮設費、現場管理費及び一般管理費等の変更について行われるものであり、歩掛の変更については考慮するものではない。

5. 出来高数量の確認

- (1) 基準日における残工事を算定するために行う出来形数量の確認は、数量総括表に対応して出来高確認を行うものとする。
- (2) 現場搬入材料については、認定したものは出来形数量として取り扱うこと。
また、下記の材料等についても出来形数量として取り扱うものとする。
- イ 工場製作品については、工場での確認又はミルシート等で在庫確保が証明できる材料は出来形数量として取り扱う。
- ロ 基準日以前に配置済みの現地据付型の建設機械及び仮設材料等（架設用クレーン、仮設鋼材など）も出来形の対象とする。ただし、基準日以降の賃料等については、スライド対象とする。
- ハ 契約書にて工事材料契約の完了が確認でき、近隣のストックヤード等で在庫確認が可能な材料は出来形数量として取り扱う。
- (3) 数量総括表で一式明示した仮設工についても出来形数量の対象とできる。
- (4) 出来形数量の計上方法については、発注者側に換算数量がない場合は、受注者側の当該工種に対する構成比率により出来形数量を算出してもよい。
- (5) 受注者の責めに帰すべき事由により遅延していると認められる工事は、増額スライドの場合は、出来形部分に含めるものとし、減額スライドの場合は、出来形部分に含めないものとする。
- (6) 基準日までに変更契約を行っていないが先行指示されている設計量については、スライドの対象とすることができる。

6. 物価指数

発注者は、積算に使用する単価を用いた変動率を物価指数とすることを基本とする。なお、受注者の協議資料等に基づき双方で合意した場合は別途の物価指数を用いることができる。

7. 変更契約の時期

スライド額に係る契約変更は、精算変更時点で行うことができる。

8. 全体スライド及び単品スライド条項の併用

- (1) 契約書第 27 条第 1 項から第 4 項までに規定する全体スライド条項に基づく請負代金額の変更を実施した後であっても、本運用によるスライドを請求することができる。
- (2) 本運用に基づき請負代金額の変更を実施した後であっても、契約書第 27 条第 5 項に規定する単品スライド条項に基づく請負代金額の変更を請求することができる。

附 則

この運用は、平成 24 年 3 月 2 日から施行する。

附 則

この運用は、平成 24 年 3 月 21 日から施行する。

附 則

この運用は、令和 4 年 8 月 24 日から施行する。

附 則

この運用は、令和 4 年 12 月 19 日から施行する。

インフレスライド条項運用マニュアルの取り扱いについて

令和4年12月19日

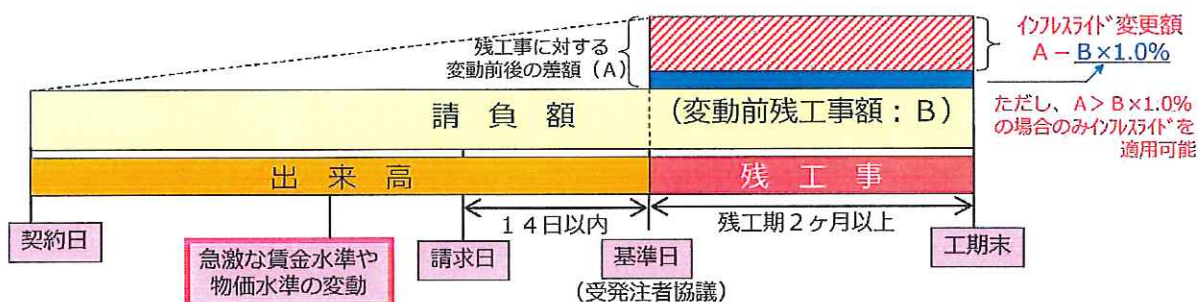
賃金等の変動に対する工事請負契約書第27条第6項（インフレスライド条項）運用マニュアル（暫定版）（令和4年8月）（以下「マニュアル」という。）は下記のとおり取り扱うこととします。

記

受注者が、工事請負契約書第27条第6項「請負代金額が著しく不相当となったとき」には、賃金水準の変更が生じていなくても、物価水準（価格水準）の上昇により請負代金額の変動額が受注者の負担である残工事費の1%を超え、残工期が2ヶ月以上ある場合、インフレスライドを請求することができます。

したがって、建設資材単価等の物価水準の変動により、インフレスライドの協議を取り行う場合は、マニュアルの『賃金水準の変更』を『賃金水準や物価水準の変更』として取り扱うことが出来ることとします。

インフレスライド(工事請負契約書第27条第6項)



宮城県

農政部 農村振興課技術管理班
 水産林政部 漁港復興推進室漁港整備班
 〃 森林整備課治山班
 土木部 事業管理課工事管理班
 出納局 契約課工事契約班